平成２８年（フ）第４６８号
大阪市平野区平野馬場２丁目６番27号　ベガ201号、前住所大阪市平野区加美東４丁目15番12―603号
債務者　雁野　雅代（旧姓祖父江）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１号
大阪市西淀川区御幣島１丁目４番２―906号
債務者　慶秀　康次
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９６号
大阪市淀川区加島３丁目８番４号シティライフ21加島　503号、前住所大阪市淀川区加島２丁目４番６号Ｋ　１ｓｔ　202号
債務者　横山　実也（旧姓坪倉）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９７号
大阪市城東区今福西５丁目４番７号　ビレッジ・スプリング・ヒル（103）
債務者　國井　**邦**彦
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５２６号
大阪市生野区鶴橋４丁目13番10号シャトー映光第２　301　上野方
債務者　上野江美こと　金　　江美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２６号
大阪府門真市野里町５番９号　コーポラス野里202号
債務者　寺島　卓哉
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９４号
大阪府門真市三ツ島４丁目11番５―103号
債務者　森口　健太
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２００４号
大阪市天王寺区玉造本町12―１仙野ビル203号、住民票上の住所大阪市天王寺区餌差町16番９号
債務者　登内　雅子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５０号
大阪府三島郡島本町百山15番１―906号
債務者　霜方　公嗣
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０９号
大阪市都島区都島本通１丁目３番15―306号、前住所大阪市西淀川区姫島２丁目２番33号
債務者　家村　政信
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０３号
大阪市生野区舎利寺１丁目13番19号
債務者　宮田　和子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１５号
大阪府大東市寺川３丁目11番17号　メゾンクレール102号、前住所神戸市須磨区大手町３丁目１番24号　須磨エストＧ棟
債務者　山本　清美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８２号
大阪市西成区旭２丁目７番２―203号
債務者　河合廣正こと　河合　**廣**正
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２３号
大阪市浪速区大国３丁目11番21―606号
債務者　井谷　有基
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３号
青森県上北郡おいらせ町深沢平65番地691
債務者　西舘由理香
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２７号
青森県十和田市西十四番町５番20号、旧住所沖縄県豊見城市字真玉橋240番地
債務者　古舘　梨央（旧姓嘉手苅）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３０号
青森県十和田市東十四番町25番12号
債務者　石田　勝子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所十和田支部